

地方独立行政法人法改正に伴う神奈川県地方独立行政法人評価委員会の役割

1 経緯

(1) 独立行政法人法改正（平成 26 年 6 月）

評価主体を評価委員会（以下「委員会」という。）から主務大臣に変更するなどの改正があった。

(2) 地方独立行政法人法改正（平成 30 年 4 月）

- (1)を受け、総務省は「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」を設置し、その報告書を踏まえた、地方独立行政法人法（以下、「法」という。）の改正があった。
- 法改正による委員会の役割の変更点は、次表（太枠）のとおり。

項目	旧法	現行法 (公立大学法人)	現行法 (公立大学法人以外)
中期目標策定・変更	知事（委員会の意見が必要）	同左	同左
中期計画の認可	知事（委員会の意見が必要）	同左	知事（ 委員会関与の義務付けなし ）※
各年度の業績評価	委員会が評価 必要な場合は委員会が業務改善勧告	同左	知事が評価し、必要な場合は業務改善命令 （ 委員会関与の義務付けなし ）※
中期目標期間の業績（見込み）評価（中期目標期間最終年度に実施）	—	委員会が評価し、必要な場合は業務改善勧告	知事が評価し（委員会の意見が必要）、必要な場合は業務改善命令
中期目標期間の業績評価	委員会が評価 必要な場合は委員会が業務改善勧告	同左	知事が評価し、必要な場合は業務改善命令 （ 委員会関与の義務付けなし ）※
中期目標期間終了後の見直し内容	知事が決定（委員会の意見が必要）	同左	同左
業務方法書の認可、財務諸表の承認、残余利益等の財源充当、短期借入	知事（委員会の意見が必要）	知事（ 委員会関与の義務付けなし ）※	知事（ 委員会関与の義務付けなし ）※

※ 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（以下、「条例」という。）の定めにより、委員会が知事に対して意見を述べることが可能。

2 本県の対応

法改正後は、委員会の関与が義務付けられていない事項のうち、委員会から意見を聴取する事項について検討し、所要の条例改正を行った。具体的には、法改正後に委員会の関与の義務付けがなくなった業務方法書の認可等についても、知事の評価の際に必要な応じて専門的知見に基づく意見を活用できる仕組みを整備するため、条例で委員会の意見を聴取することができる旨を規定した。

●目標設定と評価の流れ（公立大学法人）

1 目標設定

（1）中期目標

- 地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を、知事が議会の議決を経て定め、法人に指示する。
（委員会の意見を聴く）

（2）中期計画

- 中期目標を達成するための具体的計画を法人が作成し、知事が認可する。
（委員会の意見を聴く）

（3）年度計画

- 事業年度の業務運営に関する具体的計画を法人が作成し、知事に届け出る。

2 業務実績評価

（1）毎事業年度終了後

- 当該事業年度における業務実績の評価を、評価委員会が行う。

（2）中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後

- 中期目標期間の実績（見込み）評価を、評価委員会が行う。

（3）中期目標の期間の最後の事業年度終了後

- 中期目標期間の実績評価を、評価委員会が行う。